

# 死因究明等の推進に関する法律案 概要

## 立法の背景

警察における死体取扱数の増加 平成23年・約17.4万/10年で約1.4倍

検視体制の不十分さ  
検案する医師の専門性の不足  
大学法医学教室の予算・後継者不足  
解剖率の低さ・地域的なばらつき

等

犯罪・事故の  
見逃し

## 死因究明等の推進に関する法律案

### 1 目的

死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策の在り方を横断的かつ包括的に検討し、及びその実施を推進するため、基本理念・国等の責務・基本方針等を定める。

### 2 死因究明等の推進に関する基本理念

死因究明の推進は、死者・遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう行われるものとする。

身元確認の推進は、身元確認が、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

### 3 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体について、死因究明等の推進に関する施策の策定及び実施に関する責務を定めるほか、死因究明等に関係する者の連携協力について定める。

### 4 死因究明等の推進に関する基本方針

死因究明等の推進に関する重点施策は、以下のとおりとする。

死因究明を行う専門的機関の全国的な整備  
法医学に係る教育及び研究の拠点の整備  
死因究明等に係る業務に従事する人材の育成、資質の向上  
警察等における死因究明等の実施体制の充実  
死体の検案及び解剖の実施体制の充実  
薬毒物検査、死亡時画像診断等死因究明のための科学的な調査の活用  
DNA鑑定、歯牙の調査等身元確認のための科学的な調査の充実及びデータベースの整備  
死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

### 5 死因究明等推進計画

政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に即し、必要な措置を定めた死因究明等推進計画を定める。(閣議決定)

### 6 死因究明等推進会議

内閣府に、特別の機関として死因究明等推進会議を設置し、5の計画の案を作成。

### 7 医療の提供に関連して死亡した者の死因の究明のための制度についての検討

医療の提供に関連して死亡した者の死因の究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

### 8 施行期日等

公布日から3月以内で政令で定める日から施行し、2年後に失効。(限時法)